

近運総安第28号 平成25年11月27日

-般社団法人 京都府トラック協会会長 殿

近畿運

平成25年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、「平成25年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」(平 成25年10月21日付け国土交通省)及び「平成25年度年末年始の輸送等に関す る安全総点検実施計画」(平成25年10月31日付け自動車局)並びに「平成25 年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画(平成25年11月14日付け大 臣官房物流審議官)」に基づき、近畿運輸局の実施細目を別紙のとおり定めたので、 貴傘下会員に対して総点検最高責任者を選任の上、確実に実施できるよう指導し、本 総点検を通じて輸送の安全が確保されるよう万全を期されたい。



平成25年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目(自動車輸送等関係)

平成25年11月27日近畿運輸局

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

これまでに発生した事故等に対しては、安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進しているところであるが、陸・海・空にわたる輸送機関等において、自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、運輸安全一括法の趣旨を踏まえた経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全確保及び事故防止の徹底を図るとともに、安全意識を向上させる必要がある。

また、そのためテロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。 さらに、新型インフルエンザ対策については、本年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法 が施行され、同年6月に政府及び当省の行動計画が改定されたところであり、運送事業者を含む 事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、国土交通省の「平成25年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」(平成25年10月21日付け国土交通省)及び「平成25年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」(平成25年10月31日付け自動車局)並びに「平成25年度年末年始の輸送等に関する安全総点検(貨物利用運送事業)実施計画」(平成25年11月14日付け大臣官房物流審議官)に基づき、下記のとおり「年末年始の輸送等に関する安全総点検」(以下「総点検」という。)を実施する。

#### 1. 期間

平成25年12月10日(火)~平成26年1月10日(金)

#### 2. 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4点を重点点検事項とする。

- 第1 安全管理(特に過労運転の防止対策、運転者等に対する指導監督体制)の実施状況 (1)自動車運送事業
  - (ア) 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
  - (イ)健康管理体制の状況
  - (ウ) 運転者に飲酒運転を行わせないための安全対策の実施状況
  - (エ) 点呼の実施、運転者に対する指導監督及び車両の日常点検整備、定期点検 整備等の実施状況
  - (エ) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
  - (2) バスターミナル事業者、自動車道事業者
  - 保守点検の実施状況 (3)貨物利用運送事業者

- 第2 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備 ・構築状況
- 第3 テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備 状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 第4 新型インフルエンザ対策の実施状況

#### 3. 点検事項

- (1)自動車運送事業者及びバスターミナル事業者並びに自動車道事業者については、別紙「安全総点検実施項目」のとおりとする。
- (2) 貨物利用運送事業者については、別紙1「点検項目(貨物利用運送事業関係)」のとおり とする。

#### 4. 総点検実施要領

#### 【自動車運送事業者について】

- (1) 運輸局及び運輸支局並びに神戸運輸監理部兵庫陸運部(以下、「局及び支局」という。) は、関係事業者団体及び関係事業者に対して実施方法等を示し、総点検の指導を行うもの とする。
- (2) 局及び支局は関係事業者に対し、次の事項を指示するものとする。
  - ①総点検は、現場機関のみに任せることなく、総点検最高責任者を選任し、事前に十分な計画を定めて実施すること。
  - ②重点課題とされた点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
  - ③総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、 適切な措置を行うこと。
- (3) 局及び支局は関係部局と調整の上、総点検の査察対象事業者を選定し、事業者の本社のほか、現場機関を訪問するなどにより、全体的な総点検実施状況を把握するため、様式2 -1~2-3「立入点検表」により査察するものとする。

なお、選定において、一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、それぞれできる限り全てを対象とするよう努め、その他の業種については、できる限り昨年度と異なる事業者を対象とするものとする。

#### 【バスターミナル事業者及び自動車道事業者について】

- (1) 運輸局は、関係事業者に対して実施方法等を示し、総点検の指導を行うものとする。
- (2) 運輸局は関係事業者に対し、次の事項を指示するものとする。
  - ①総点検は、現場機関のみに任せることなく、総点検最高責任者を選任し、事前に十分な 計画を定めて実施すること。
  - <sup>1</sup>②重点課題とされた点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
    - ③総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこと。
- (3)運輸局は関係部局と調整の上、総点検の査察対象事業者を選定し、事業者の本社のほか、 現場機関を訪問するなどにより、全体的な総点検実施状況を把握するため、様式2-4~ 2-5「安全総点検査察表」により査察するものとする。

#### 【貨物利用運送事業者について】

- (1) 貨物利用運送事業者は、様式1「点検表(貨物利用運送事業)」(以下、「自主点検表」 という。)に基づき危険物輸送を管理するための体制等の自主点検を行う。
- (2) 自主点検表の送付は、本省より行う。
- (3) 運輸局は、期間中の立入検査予定事業者について、併せて立入点検対象事業者に選定するものとする。
- (4) 立入点検実施者は、立入点検の実施に際し、事前に当該点検対象事業者へ立入点検の 内容及び提示書類について通知するものとする。
- (5) 立入点検実施者は、事業者が実施した自主点検の結果について、様式2「点検表(貨物利用運送事業)」(以下、「立入点検表」という。)に基づき貨物利用運送事業者の責任者からの聞き取りを行うとともに、提示書類及び現場確認も行い、その点検結果を記録する。

なお、立入点検の結果、不備事項がある場合には、改善の完了予定年月日を責任者に確認の上、立入点検表へ記載する。

#### 【街頭検査等の実施及び局及び支局自らの点検について】

- (1)局及び支局は、自動車検査独立行政法人、関係行政機関等と調整の上、街頭車両検査等 必要な指導、取締りを行うものとする。
- (2) 局及び支局は自ら、安全に関する業務の体制について、点検を実施するものとする。

#### 5. 報告

【自動車運送事業者の点検結果及び期間中の事故等の発生状況並びに街頭検査の実施状況につ

#### いて】

- (1)関係事業者団体は、総点検の実施結果について、関係事業者から様式1-1~1-4「自主点検表」をとりまとめ、別紙1 (様式3-1関係)「安全総点検の実施結果」により平成26年1月17日(金)までに管轄運輸支局長(兵庫陸運部長)あて報告するものとする。
- (2)運輸支局長(兵庫陸運部長)は、関係事業者からの報告をまとめ、総点検期間中における事故等の発生状況、自ら実施した総点検の結果及び街頭検査の実施状況並びにこれらに対する所見について、様式3-1「実施結果報告書」(別紙1及び別紙2を含む。)及び様式3-2「街頭検査の実施状況」にとりまとめ、平成26年1月22日(水)までに総務部長あて報告するものとする。

## 【バスターミナル事業者及び自動車道事業者の点検結果について】

関係事業者は、総点検の実施結果について様式  $1-5\sim1-6$  「自主点検表」をバスターミナルは各ターミナルごと、自動車道は各路線ごとに作成し、平成 26 年 1 月 1 7 日 (金)までに運輸局長あて報告するものとする。

## 【貨物利用運送事業者の点検結果について】

貨物利用運送事業者は、総点検の実施結果について、様式1「点検表(貨物利用運送事業)」を平成26年1月22日(水)までに本社所在地を管轄する運輸局長あて報告するものとする。



4		点検事項 	点検項目(パス・ハイタク・トラック関係)	パス	ハイタ	1	
1			自動車運送事業の運転	(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は依間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。	, 0	0	
	1.		(2) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。	0		T	
		況	<ul><li>(3) 高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。</li></ul>	0		t	
			1 日頃から、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態について確認しているか。	0	0	$\dagger$	
	_	       自動車運送事業の健康	(2) 健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合は、医師の診察を受け させ、医師からの意見を踏まえ、就業上の措置を決定するとともに、運転者の健康管理 を実施しているか。	0	0	T	
i i	2.	管理体制の状況	3) 運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行っているか。	0	0	T	
			(4) 運転中に体調が悪くなった時の対応マニュアルをあらかじめ準備しておき、運転中に体調が悪くなった場合には決して無理して運転を続けてはいけないことを運転者に周知しているか。	0	0		
		自動車運送事業の運転	(1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。	0	0		
	3.	者に飲酒運転を行わせない ための安全対策の実施状況	(2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	0	0		
			(3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。	0	0		
The state of			(1) 点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に行っているか。	0	0		
T TOWN			2) 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。	0	0		
(A)			3) 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど 事故防止対策が図られているか。	0	0		
Share of the state	1.	点呼の実施、運転者に対する指導監督及び車両の日	4) 運転者の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	0	0	ľ	
Description of the last	١.	常点検整備、定期点検整 備等の実施状況	5) 「乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル」等を活用し、車内 事故防止のための安全対策を図っているか。	0			
なる			6) 過積載運行等の防止を図っているか。				
2000			77) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラスへの装飾板の取付等)の防止が徹底されているか。				
4			8) 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。また、自動車の 点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られ ているか。	0	0		
			<ul><li>コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。</li></ul>			Γ	
A THE		コンテナ輸送における安全対策の実施状況	2) トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた 運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。			Γ	
K. T.	2.		3) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。				
			4) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。				
			<ul> <li>「本を用いているか。</li> <li>「国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。</li> </ul>				
			1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築しているか。	0	0	-	
		自然災害·事故等発生時	2) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)において、連絡通報体制、避難誘導体制が機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	0	0		
	⁴∙	の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況	3) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。				
			4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が 発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ 連絡できる体制を整えているか。	o	0		
	1		i) 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。	0	0		
		制の整備状況、テロ発生時!	2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切 に対応できる体制が整っているか。	0	0		
		金陽仏沈及びプロ光王を返し 定した訓練の実施状況	3) テロ発生時における乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制が組織的に実態に即した形で確立されているか。 4) パスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。	0			
	_			0			
ŧ.			1) ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	0	0		
1	5.	新型インフルエンザ対策   の実施状況	2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	0	0		
1			3) インフルエンザの流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とする		ſ		

	点検事項	点検項目(パスターミナル関係)	1
		(1) 保安設備の点検整備	1
3.	バスターミナルの保守点 検の実施状況	(2) 混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況(保安要員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等)	-
		(3) 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況	
·····	phy late and solar refer and the sets and	(1) 自然災害·事故·事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築しているか。	
4.	自然災害・事故等発生時 の乗客等の安全確保のた めの通報・連絡・指示体制 の整備・構築状況	(2) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)において、連絡通報体制、避難誘導体制が機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	5
		(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が 発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ 連絡できる体制を整えているか。	
		(1) 警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。	
_	テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時	(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築している か。	1
5.	の通報・連絡・指示体制の 整備状況及びテロ発生を想 定した訓練の実施状況	(3) 場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。	1
		(4) テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。	1
		<ul><li>(1) ポスター類の掲示、放送などにより、バスターミナル構内におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。</li></ul>	1
6.	新型インフルエンザ対策 の実施状況	(2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	1
		(3) インフルエンザの流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。	
			Í

	点検事項		点検項目(自動車道関係)
		(1)	管理体制と人員配置状況
		(2)	路面、排水設備の整備状況
		(3)	法面危険箇所の点検整備
3.	自動車道の保守点検の 実施状況	(4)	構造物の状況
	748 777	(5)	防護整備の状況
		(6)	信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況
		(7)	緊急時の設備点検状況
		1 1	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報は制、避難誘導体制等)を整備・構築しているか。
4.	自然災害・事故等発生時 の乗客等の安全確保のた	:	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)において、連絡通報体制、避難認 導体制が機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。
	めの通報・連絡・指示体制 の整備・構築状況		「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件か 発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ 連絡できる体制を整えているか。
	テロ防止のための警戒体制 の整備状況、テロ発生時の通	1 1	
5.	報・連絡・指示体制の整備状況 及びテロ発生を想定した訓練 の実施状況		テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。
			ポスタ一類の掲示、放送などにより、施設におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。
6.	新型インフルエンザ対策	(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。
	の実施状況		インフルエンザの流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とする ために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを 取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。

15

## 自主点検表(トラック)

事業所名:	
点検実施日:	

	重点点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1.	自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安 全対策の実施状況		
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の 内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守 しているか。		
(2)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
2.	自動車運送事業の健康管理体制の状況		
(1)	日頃から、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の 健康状態について確認しているか。		
(2)	健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合は、医師の診察を受けさせ、医師からの意見を踏まえ、就業上の措置を決定するとともに、運転者の健康管理を実施しているか。		
(3)	運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性 等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な 指導を行っているか。		
(4)	運転中に体調が悪くなった時の対応マニュアルをあらかじめ 準備しておき、運転中に体調が悪くなった場合には決して無理 して運転を続けてはいけないことを運転者に周知しているか。		
3.	自動車運送事業の運転者に飲酒運転を行わせないための安 全対策の実施状況		
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を 実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の 飲酒等について指導しているか。		
	点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1.	点呼の実施、運転者に対する指導監督及び車両の日常点検 整備、定期点検整備等の実施状況		
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を 確実に行っているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の 運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安 全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		,
(4)	運転者の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施して いるか。		
(6)	過積載運行等の防止を図っているか。		
(7)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラスへの装飾板の取付等)の防止が徹底されているか。		
(8)	自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。		

	点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
2.	コンテナ輸送における安全対策の実施状況		
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。		
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ 内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運 転者に指導しているか。		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。	:	
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。		
(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。		
4.	自然災害・事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・ 連絡・指示体制の整備・構築状況		
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における 対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築して いるか。		
(2)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)において、連絡通報体制、避難誘導体制が機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	i	
5.	テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・ 連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実 施状況		
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の 巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合 の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6.	新型インフルエンザ対策の実施状況		
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザの流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		
\$40	点検項目	実施回数	備 考

点 検 項 目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		
	· ·	

注)「点検結果」欄にはO(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

## 2. 安全総点検の実施結果

(日和平河夏州州汉中"汉)		バス	//-	(タク	トラック	
					断された	
自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況						
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗 務時間)を遵守しているか。						
適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。				_		
高速乗合パス及び貸切パス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。			-	-	_	-
自動車運送事業の健康管理体制の状況						
日頃から、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態について確認しているか。	Self administration of an area		500 Table 1			
健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合は、医師の診察を受けさせ、医師からの意見を踏まえ、就業上の措置を決定するとともに、運転者の健康管理を実施しているか。						
運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指						
運転中に体調が悪くなった時の対応マニュアルをあらかじめ準備しておき、運転中に体調が悪くなった場合 には決して無理して運転を続けてはいけないことを運転者に周知しているか。						
自動車運送事業の運転者に飲酒運転を行わせないための安全対策の実施状況		L 2021				
飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。						
運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。						
飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。						
	(自動車局量点点検事項) 自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。 高速乗合パス及び貸切パス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。  自動車運送事業の健康管理体制の状況  日頃から、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態について確認しているか。 健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合は、医師の診察を受けさせ、医師からの意見を踏まえ、就業上の措置を決定するとともに、運転者の健康管理を実施しているか。 運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行っているか。 運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行っているか。 運転者にはいけないことを運転者に周知しているか。  ・運転中に体調が悪くなった時の対応マニュアルをあらかじめ準備しておき、運転中に体調が悪くなった場合には決して無理して運転を続けてはいけないことを運転者に周知しているか。  ・自動車運送事業の運転者に飲酒運転を行わせないための安全対策の実施状況  飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。  ・運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	点 検 項 目 (自動車局重点点検事項)  自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況  「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。 高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。  自動車運送事業の健康管理体制の状況  日頃から、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態について確認しているか。  健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合は、医師の診察を受けさせ、医師からの意見を踏まえ、就業上の措置を決定するとともに、運転者の健康管理を実施しているか。 運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行っているか。 運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行っているか。  運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行っているか。  運転者に対して運転を続けてはいけないことを運転者に周知しているか。  適動車運送事業の運転者に飲酒運転を行わせないための安全対策の実施状況  飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。  運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	(自動車周重点点検事項)  「自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況  「自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況  「自動車運送事業の機能関等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。  直切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。  高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。  自動車運送事業の機能管理体制の状況  日頃から、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態について確認しているか。  健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合は、医師の診察を受けさせ、医師からの意見を踏まえ、就業上の措置を決定するとともに、運転者の健康管理を実施しているか。 運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行っているか。  運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において連切な指導を行っているか。  重転中に体調が悪くなった時の対応マニュアルをあらかじめ準備しておき、運転中に体調が悪くなった場合には決して無理して運転を続けてはいけないことを運転者に周知しているか。  自動車運送事業の運転者に飲酒運転を行わせないための安全対策の実施状況  飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。  運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	点 検 項目 (自動車局置点点検事項) 日動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況 「自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。	は、項目 (自動車局重点点検事項) 自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況 「自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。	

			ストル		(90	接接	<b>"</b>
	(BRITANING)	良好と判 断された 事業者	改善を指揮した事業を	良好と判断された 事業者	改善を指導した事	良好と判 断された 事業者	改善を指 譲した事
110	点呼の実施、運転者に対する指導監督及び軍閥の日常点接受機、走期点接受機等の実施状況						
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に行っているか。					to any takento and and	
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の 程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。						
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。						
(4)	運転者の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。						
(5)	「乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル」等を活用し、車内事故防止のための安全対策を図っているか。			_	_	-	_
(6)	過積載運行等の防止を図っているか。	-	_	-	-		
(7)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例: 不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラスへの装飾板の取付等)の防止が徹底されているか。	-	-	_	_		
(8)	自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。						
2.	コンデナ輸送における安全対策の実施状況						
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に 指導しているか。	_	the matter, and a sink of the	_		Land and a	
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転 操作について運転者に指導しているか。	-		-	-		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。	-	-	-	-		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。	-	-	-	-		
(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナ の損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に 連絡するよう運転者に指導しているか。	-	-	-			

Г		,	ス	//-	タク	トラック		
	点 検 項 目 (自動車局重点点検事項)		導した事	断された	改善を指導した事 業者	断された		
4.	自然災害・事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・通路・指示体制の整備・議論状況							
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等) を整備・構築しているか。							
(2)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)において、連絡通報体制、避難誘導体制が機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。							
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。	_	-	-	-			
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある連報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。							
б,	テロ防止のための警戒体制の基準状況でテロ発生的の通信・通信が体制の基準状況でデロ発生を 想定した関係の複雑状況							
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。							
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が 整っているか。							
	テロ発生時における乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制が組織的に実態に即した形で確立されているか。			-	1	_	-	
(4)				-	-	_	_	
6.	新型インフルエンザ対策の実施状況を促進し、	Transition of the						
(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。					_	-	
(2)								
(3)	インフルエンザの流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。							

# 平成25年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱 ~事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検~

国 土 交 通 省 平成25年10月21日

#### 第1目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保 は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中す る年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想され る。

これまでに発生した事故等に対しては、安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進しているところであるが、陸・海・空にわたる輸送機関等において、自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、運輸安全一括法の趣旨を踏まえた経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全確保及び事故防止の徹底を図るとともに、安全意識を向上させる必要がある。

また、本年1月にアルジェリアで発生した邦人人質事件や同年4月にボストンで発生した爆弾テロ事件等、国際的なテロの脅威は依然として深刻である。そのため、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策については、本年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、同年6月に政府及び当省の行動計画が改定されたところであり、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」(以下「総点検」という。) を 実施する。

#### 第2期間

平成25年12月10日(火)~平成26年1月10日(金)

#### 第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4点の点検に特に留意する。

1 安全管理(特に過労運転の防止対策、運転者等に対する指導監督体制)の実施状況

- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- 3 テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 4 新型インフルエンザ対策の実施状況

## 第4 輸送等機関別の点検事項

- 1 鉄軌道交通関係 (索道含む)
- (1) 安全管理(施設・車両の保守管理体制、運転士等に対する指導監督体制)の実施状況
- (2) 施設・車両の保守及び整備(実施基準等の遵守)の実施状況
- (3) 地震、津波、風水害等の対策設備並びにこれらの発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- (4) プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況(ホームにおける監視、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況)
- (5)「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構 内及び沿線の重要施設(運転指令所・車両基地等)等の巡回等の実施状況、テロ 発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生を想定した訓練の実施状況
- (6) 新型インフルエンザ対策の実施状況
- 2 自動車交通関係
- (1)運行管理(飲酒運転・過労運転等の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督)及び整備管理(車両の日常点検整備、定期点検整備等)の実施状況
- (2) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (3) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (4) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の 整備・構築状況
- (5) テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の 整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (6) 新型インフルエンザ対策の実施状況
- 3 海上交通関係
- (1) 安全管理規程や特に運航基準等の確実な遵守状況
- (2) ライフジャケット等の確実な備付け及び着用等の船舶の安全対策の実施状況
- (3) 旅客船等ターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況

- (4) テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況(注:外航船の場合、テロには 海賊行為を含む)
- (5) 新型インフルエンザ対策の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の 整備・構築状況

#### 4 航空交通関係

- (1) 自然災害、事故等発生時の通報・連絡・指示を含む処理体制の整備状況
- (2) 航空機の整備及び運航管理(航空機乗組員の健康状態の確認、危険物輸送の管理を含む)の実施状況
- (3)空港(重要空港関連施設を含む)警備の実施及び航空機の保安対策の実施等に よるハイジャック等テロ防止体制の整備状況
- (4) ターミナル、空港施設、航空保安設備等の保守点検の実施状況
- (5) ハイジャック・テロ等の発生を想定した訓練の実施状況
- (6) 新型インフルエンザ対策の実施状況

#### 5 利用運送業関係

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ対策の実施状況

#### 6 気象業務関係

- (1) 交通障害を生じる恐れのある時の気象・地震情報等の迅速・確実な情報伝達方 法の整備状況
- (2) テロ発生時等の緊急時における連絡体制の整備状況
- (3) 職場における新型インフルエンザ対策の実施状況

#### 7 宿泊施設関係

- (1)消防用設備等の保安整備並びに保安設備の使用方法の職員への熟知方法の整備 状況
- (2) 自然災害、事故等発生時における宿泊客等の安全確保のための情報収集・通報・ 連絡・指示体制の整備状況
- (3) 正確な宿泊者情報の把握及び不審物に対する警戒等の実施状況
- (4) 新型インフルエンザ対策の実施状況

8 旅行業関係旅行者の安全確保の実施状況

## 第5 実施要領

- 1 本省関係局等においては、実施要綱に基づき実施計画(事故防止等に関する安全 点検並びにテロ対策及び新型インフルエンザ対策の点検を併記するが、3者は可能 な限り区分する)を定め、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管 理官に提出するとともに、地方支分部局に対し総点検の実施方法等を指示するほか、 各関係事業者団体等に対し総点検の指導を行うものとする。
- 2 実施計画を定めるに当たっては、事業者等による自主点検の実施率を向上させる 観点から点検項目は必要最小限とするものとする。
- 3 地方支分部局においては、実施計画に基づき、各地方の実情を勘案して実施細目 を定めるとともに、自らの安全に関する業務の体制について総点検を実施するもの とする。

なお、所管の事業者等がある場合には、当該者に対して点検方法等の指示を行い、 点検状況についての報告徴収を行うとともに、例えば、自主点検項目に関する事業 者からの意見等、必要に応じて追加ヒアリング等を行うものとする。

4 立入検査の実施に当たっては、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者等については、立入の実施時期を総点検実施 期間に限らず前倒しする等、関係局等において適宜実施するものとする。

- 5 本省関係局等及び地方支分部局においては、事業者団体等に対して安全点検等の ための通達を発出している場合には、実施計画又は実施細目を定めるに当たり、当 該通達の実施状況を点検項目に反映させるなど、より効果的な自主点検が実施され るよう配慮するものとする。
- 6 本省関係局及び地方支分部局においては、自主点検の実施事業者数を増加させる ため、所要の方策を立てるものとする。

特に、零細事業者等における自主点検の実施率を向上させる観点から、零細事業者等が実施すべき点検項目については、他の事業者が実施する点検項目とは別に簡明 略化されたものを使用する等、関係局等において、適宜実施することができるものとする。

また、事業者団体に加入していない事業者に対しては、例えば、研修や講習会の場を活用して自主点検の実施依頼を行うなど、可能な限り多くの事業者に対して自主点検の呼びかけを行うよう努めるものとする。

- 7 総点検は、関係行政機関との密接な連絡のもとに、その協力を得て実施するものとする。
- 8 地方支分部局は、以下の事項について、総合政策局総務課交通安全対策室長及び 大臣官房危機管理官に対し全モードを報告し、本省関係部局に対しては、各モード ごとに報告するものとする。
- (1) 上記3及び4に関し、関係事業者等からの報告のまとめ、自ら実施した総点検の結果及びこれらに対する所見
- (2) 自主点検の実施事業者数を増加させるために地方支分部局が実施した方策の内容
- (3) その他総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等
- 9 事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組状況についても報告させるものとする。

なお、事業者が自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自 ら改善することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告 させるものとする。

#### 第6 その他

地方支分部局は、当期間以外でも各地方の輸送量等を勘案して総点検が必要と判断 した場合には、当実施要綱を準用して実施できるものとする。

なお、実施に際してはあらかじめ本省関係局等と調整の上、その旨を総合政策局総 務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理官まで連絡するものとする。



## 平成25年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画

平成25年10月31日 自 動 車 局

「平成25年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

本年度については、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項について点検を実施するとともに、特に、本年度の自動車交通における輸送の安全に関する状況等を勘案して、自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

#### 1. 期間

平成25年12月10日(火)~平成26年1月10日(金)

#### 2. 点検事項

- (1) 自動車局重点点検事項
  - ① 自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の 実施状況
  - ② 自動車運送事業の健康管理体制の状況
  - ③ 自動車運送事業の運転者に飲酒運転を行わせないための安全対策の実施状況
- (2) 自動車交通関係点検事項(※は全省共通重点点検事項)
  - ① 点呼の実施(運転免許証の確認を含む。)、運転者に対する指導監督 及び車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況
  - ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
  - ③ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
  - ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・ 指示体制の整備・構築状況(※)
  - ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・ 指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況(※)
  - ⑥ 新型インフルエンザ対策の実施状況(※)

## 3. 実施にあたっての留意事項

## (1) 実施細目の決定

総点検の実施にあたっては、当該実施計画及び別紙の安全総点検実施項目に基づき各地方の実情を勘案して、地方運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局及び運輸支局(以下、「地方運輸局等」という。)において実施細目を定めるものとする。

## (2) 事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び安全総点検実施項目を示し、総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の主旨を理解していない事業者が増加していることから、監査、貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者への総点検の周知徹底を図るものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項について、早期に適切な措置を行うこと。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果を所管地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。) あてに報告すること。(様式1)

## (3) 地方運輸局等による事業者における点検事項実施状況の点検(様式2)

① 地方運輸局等による点検事項実施状況の点検のための立入検査(以下、「立入検査」という。)については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入の実施時期を 総点検実施期間に限らず前倒しする等、地方運輸局等において適宜実 施するものとする。

- ② 立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。
- ③ 事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
- ④ 「2. 点検事項」に係る点検実施状況は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえつつ、更なる点検を行うよう努めるものとする。

#### (4) 街頭車両検査等

地方運輸局等は、自動車検査独立行政法人、関係行政機関等と調整の 上、街頭車両検査等、必要な指導及び処分を行うものとする。

#### (5) 本省による事業者における点検実施状況の点検

本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等と調整の上、点検対象事業者を選定し、総点検の実施状況を点検するものとし、この場合の点検方法は「3(3)①、②、③」と同様とする。

#### (6) 地方運輸局等における自己点検

地方運輸局等においては、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について点検を実施するとともに、本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等における点検について指導するものとする。

#### 4. 本省への報告

地方運輸局等(運輸支局を除く。)は、事業者からの報告をまとめ、総点 検の結果及びこれらに対する所見、総点検期間中における事故等の発生状況 並びに総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等について、平成2 6年1月27日(月)までに本省自動車局安全政策課長(自動車交通関係に 限る。(様式3))、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機 管理官あてにそれぞれ報告するものとする(期限厳守)。

#### 5. その他

- (1) 実施期間外の安全総点検の実施
  - ① 地方運輸局等は、各地方の実情を勘案して実施期間外に安全総点検を実施する必要があると判断した場合には、当実施計画を準用して実施できるものとする。
  - ② 地方運輸局等は、上記①による総点検を実施する場合には、事前に その旨を本省自動車局安全政策課、総合政策局総務課交通安全対策室 及び大臣官房危機管理官の各担当者まで連絡するものとする。

#### (2) 点検概要の公表

地方運輸局等は、総点検において行った点検の概要について、ホームページへの掲載等により、公開に努めるものとする。

